

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告 示

- 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件の一部を改正する件 四五
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四五
- 土地改良事業の施行に同意した件 四五
- 土地改良法により換地計画を定めたる件 四五
- 林業種苗法により生産事業者の登録が失効した件 四五
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件 四五
- 公 告
- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 四五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四五
- 指定管理者を募集する件二件 四五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四六
- 公共測量を実施する件 四六
- 福島県教育委員会
- 指定管理者を募集する件 四六
- 福島県教育委員会教育長
- 一般競争入札を行う件二件 四六
- 福島県選挙管理委員会
- 福島海区漁業調整委員会委員一般選挙を行う件 四六
- 福島海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式を定めた件 四六
- 福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件 四六
- 福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を定めた件 四六
- 福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所を定めた件 四六

## 告 示

### 福島県告示第五百十号

1 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件(平成十五年福島県告示第七百八十三号。以下「七百八十三号告示」という。)の一部を次のように改正する。

2 この告示の施行の際現に改正前の七百八十三号告示の規定に基づく庁舎等維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者は、当該資格の有効期間に限り、当該委託契約に係る地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格及び同令第六百六十七条の十一第二項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するものとみなす。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

件名を次のように改める。

競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件

本文中「第十七号」の下に「第二百四十五条及び」を加え、「福島県を発注者として、指名競争入札」を「一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)」に改め、「委託契約」の下に「(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。)」を加え、「当該指名競争入札」を「当該競争入札」に改め、「資格」の下に「(以下「資格」という。)」を加える。

第一中「指名競争入札に参加する」を「資格の審査を受ける」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第一の第八号中「営業年度」を「事業年度」に改め、同号を第一の第五号とする。

第二中「申請書等」を「資格の審査に関する申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)」に改める。

第三を次のように改める。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号に該当するに至った場合は、当該資格を失うものとする。

第四各号列記以外の部分を次のように改める。

第四 資格の審査及び認定

資格は、次の各号に掲げる業務ごとに当該各号に定める事項について審査し、認定するものとする。

第四の第一号中「若しくは第八号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律

の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十六号。以下「改正法」という。）附則  
第三条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前のビル管理  
法第十二条の二第一項第六号を「又は第八号」に改め、第四の第三号2中「第五条」  
を「第九条」に改める。

第五中「庁舎等維持管理業務指名競争入札参加資格審査申請書」を「庁舎等維持管理  
業務競争入札参加資格審査申請書」に、「営業年度」を「事業年度」に改める。  
第十中「〇二四一五二一七〇七五」を「〇二四一五二一七〇八〇」に改める。  
（施設管理課）

福島県告示第五百十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、  
次の病院を平成二十年七月十六日救急病院として認定した。

平成二十年七月二十二日

名称

所在地

福島県知事 佐藤雄平  
認定有効期限

特定・特別医療法人福島厚生 福島市北沢又字成出一六一二 平成二十三年七月一日  
会福島第一病院

（医療看護課）

福島県告示第五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法  
第十条第一項の規定により、新地町が新地地区に係る村づくり交付金事業（農業生産基  
盤整備一般）を行うことについて、平成二十年七月九日同意した。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平  
（農村計画課）

福島県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
河東西部地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を  
次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成二十年七月二十三日から

同 年八月十一日まで（二十日間）

- 三 縦覧の場所

会津若松市役所

福島県告示第五百十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、効力を失っ  
た生産事業者の登録は、次のとおりである。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平  
（農地管理課）

登録番号	生産事業者の氏名又 は名称及び住所	生産事業の 内容	事業所の所在地	失効年月日
二	武田庄吉 伊達郡国見町大字藤 田字町尻二九	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木の育成	伊達郡国見町大字 藤田	平成二〇年五 月三二日
一〇	三浦啓三郎 二本松市東新殿字一 丁内六五	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木の育成	二本松市東新殿	平成二〇年六 月二四日
五二六	三浦啓市 二本松市東新殿字一 丁内六五	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木の育成	二本松市東新殿	平成二〇年六 月二四日

（森林整備課）

福島県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法  
業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称  
南相馬市

- 二 都市計画法事業の種類及び名称  
原町都市計画下水道事業（南相馬市公共下水道）

- 三 事業認可の年月日

昭和三十六年八月十一日

- 四 事業施行期間

昭和三十六年八月十一日から平成二十五年三月三十一日まで

五 事業地

収用の部分

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県告示第三百五十一号）の事業地に、南相馬市原町区牛越字高田、大木戸字金場、大木戸字東方、大木戸字仏場、牛来字釈迦前の各一部の区域を加える。

同事業地のうち、南相馬市原町区西町三丁目、大木戸字松島の各一部の区域を全部の区域に変更する。

同事業地のうち、南相馬市原町区橋本町四丁目、大木戸字南東方、牛来字出口、中太田字天狗田の各一部の区域を変更する。

使用の部分

変更なし

（下水道課）

福島県告示第五百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称

南相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称

鹿島都市計画下水道事業（南相馬市公共下水道）

三 事業認可の年月日

平成五年一月十二日

四 事業施行期間

平成五年一月十二日から平成二十五年三月三十一日まで

五 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称

南相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称

小高都市計画下水道事業（南相馬市公共下水道）

三 事業認可の年月日

平成四年二月二十八日

四 事業施行期間

平成四年二月二十八日から平成二十五年三月三十一日まで

五 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

（下水道課）

公 告

公告第三百九十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称

代表者の氏名

主たる事務所又は事業所の所在地

有限会社あらゝぎ 松江 宏良

や石油店

耶麻郡猪苗代町字新町四 八八一  
平成二十年六月三十日

（税務課）

公告第三百九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十一日

二 名称

特定非営利活動法人ピアステーション・シリウス

三 代表者の氏名

小池 志郎

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市片平町字北三天七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者、身体障害者、知的障害者に対して就労援助、住宅援助等の自立生活を支える事業を行い、地域社会における障害者への福祉の増進に寄与する

ことを目的とする。

(文化振興課)

### 公告第三百九十四号

福島県文化センター条例（昭和四十五年福島県条例第四十二号）第四条の規定により福島県文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

#### 一 公の施設の概要

- 1 名称 福島県文化センター
- 2 所在地 福島県福島市春日町五番五十四号
- 3 規模

- (一) 敷地面積 二万五千九百九十二・四七平方メートル
- (二) 建物延べ床面積

福島県文化会館 九千八百二十六・〇八平方メートル

福島県歴史資料館 千六百一十一・九一平方メートル

#### 二 指定管理者が行う業務

##### 1 福島県文化会館に係る次の業務

- (一) 文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術の振興に関する事。
- (二) 社会科学、自然科学等の学術の振興に関する事。
- (三) 文化会館の施設及びその付属設備の利用に関する事。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、福島県文化会館の設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。
- (五) 福島県文化会館の使用の許可に関する事。
- (六) 福島県文化会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する事。

##### 2 福島県歴史資料館に係る次の業務

- (一) 県に関する文書資料、考古資料、民俗資料その他の歴史資料（以下「歴史資料」という。）の収集、整理、保管及び展示に関する事。
- (二) 歴史資料に関する専門的及び技術的調査に関する事。
- (三) 歴史資料の利用に関する事。
- (四) 歴史資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関する事。
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、福島県歴史資料館の設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。

##### 3 福島県文化センターの維持管理に関する事。

##### 4 その他知事が別に定める業務に関する事。

#### 三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（五年間）

#### 四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、指定管理者は利用料金を自己の収入として収受するものとし、及び県は指定管理者に委託料を支払うものとする。

#### 五 申請の資格

次のすべての要件を満たすものとする。

- 1 福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当するものであること。
- 2 六の2の説明会に参加した法人等であること。

#### 六 申請の手續

##### 1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

- (一) 配布期間 平成二十年七月二十二日（火）から同年九月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/>) からダウンロードし、入手することができる。

##### 2 説明会

(一) 開催日時及び場所 平成二十年八月二十六日（火）午前十時から福島県文化センター一階会議室において、説明会を行う。

- (二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年八月二十五日（月）午後五時までに募集要項に定める様式により、九に掲げる問い合わせ先に郵送、ファクシミリ又は電子メールで申し込むこと。

##### 3 質問書

福島県文化センターの指定管理者の募集に関し疑義があるときは、説明会に参加した法人等に限り、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

- (一) 提出期間 平成二十年八月二十七日（水）から同年九月二日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。
- (三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等にファクシミリ又は電子メールで回答する。

##### 4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書を提出すること。

- (一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類
- (二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）
- (三) 提出期間 平成二十年九月四日（木）から同月十七日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月十五日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで



(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先(持参又は郵送をすること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。))。指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎十一階 電話〇二四一五二一七七一七九 ファクシミリ〇二四一五二一五六七七 メールアドレス)

(文化振興課)

### 公告第三百九十五号

ふくしま海洋科学館条例(平成十一年福島県条例第四十号)第四条の規定によりふくしま海洋科学館の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

### 一 公の施設の概要

1 名称 ふくしま海洋科学館

2 所在地 福島県いわき市小名浜字辰巳町五十番地ほか

3 規模

(一) 本館等敷地面積 三万四千三百五十七平方メートル

(二) 駐車場敷地面積 二万九千四百四十三・三七平方メートル

(三) 主な建物の延べ床面積

本館 一万二千四百三十五・一一平方メートル

水生生物保全センター 九百二十五・〇九平方メートル

### 二 指定管理者が行う業務

1 海洋生物その他の海洋に関する科学についての実物、標本等の資料(以下「資料」という。)の収集、飼育、保管及び展示に関すること。

2 資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。

3 資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。

4 資料の利用に関する必要な説明、助言、指導等に関すること。

5 ふくしま海洋科学館の施設及び附属設備の利用に関すること。

6 1から5までに掲げるもののほか、ふくしま海洋科学館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

7 ふくしま海洋科学館の維持管理に関すること。

8 ふくしま海洋科学館の入館に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関すること。

9 その他知事が別に定める業務に関すること。

### 三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(五年間)

### 四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、指定管理者は利用料金を自己の収入として收受するものとし、及び県は指定管理者に委託料を支払うものとする。

### 五 申請の資格

次のすべての要件を満たす者とする。

1 福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、募集要項に示す条件に該当するものであること。

2 六の2の説明会に参加した法人等であること。

### 六 申請の手續

#### 1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間 平成二十年七月二十二日(火)から同年九月五日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(午前八時三十分から午後五時まで)

(二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/>)からダウンロードし、入手することができる。

#### 2 説明会

(一) 開催日時及び場所 平成二十年八月二十二日(金)午後一時三十分からふくしま海洋科学館アクアルーム2において、説明会を行う。

(二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年八月二十日(水)午後五時までに、募集要項に定める様式により、九に掲げる問い合わせ先に郵送、ファクシミリ又は電子メールで申し込むこと。

#### 3 質問書

ふくしま海洋科学館の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、説明会に参加した法人等に限り、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月二十七日(水)から同年九月二日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(午前八時三十分から午後五時まで)

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

#### 4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理

者指定申請書等を提出すること。

- (一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類
  - (二) 提出部数 二部(正本一部及び副本一部)
  - (三) 提出期間 平成二十年九月四日(木)から同月十七日(水)まで(土曜日、日曜日及び同月十五日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで
  - (四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること(郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。)
- 七 指定管理者の指定  
福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- 八 その他  
詳細は、募集要項による。
- 九 問い合わせ先  
福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎十一階 電話〇二四一五二一―七九九四 ファクシミリ〇二四一五二一―五六七七 メールアドレス shougakakusyu@pref.fukushima.jp)  
(生涯学習課)

公告第三百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

そのまま土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 立谷 秀清

同 加藤 憲郎

同 島 義重

同 木口 仁

同 目黒 清明

同 門馬 常八

同 佐藤 裕一

同 稲田 一郎

同 目黒 正一

同 佐藤 信清

住所

相馬市中村字川原町四三番地

相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地

相馬市山上字須萱三五番地

同 市石上字箒平一一八番地

相馬郡新地町杉目字飯樋六番地

相馬市立谷字杉下一一六番地

相馬郡新地町大字福田字鉄炮町二二八番地

相馬市岩子字北稲田一一二番地

同 市黒木字町六〇番地の二

同 市馬場野字福迫二九〇番地

同	佐藤	満	同	市日下石字一北田四七六番地
同	半谷	武	同	市新沼字観音前一九番地
同	唯野	哲夫	同	市磯部字大浜二〇八番地
同	佐藤	幸一	同	市成田字大作一六番地
同	荒	保彦	同	市坪田字八幡前一四八番地
同	門馬	信	同	市柏崎字中台二番地
同	早水	文衛	同	市磯部字大浜四八番地
同	林	敏則	同	市塚部字山崎一六番地
同	成徳	成徳	同	相馬郡新地町大字真弓字水神六五番地
就任した役員			住所	
役別 氏名				
理事 立谷 秀清			相馬市中村字川原町四三番地	
同 加藤 憲郎			相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地	
同 島 義重			相馬市山上字須萱三五番地	
同 木口 仁			同 市石上字箒平一一八番地	
同 目黒 清明			相馬郡新地町杉目字飯樋六番地	
同 目黒 正一			相馬市黒木字町六〇番地の二	
同 佐藤 裕一			相馬郡新地町大字福田字鉄炮町二二八番地	
同 佐藤 信清			相馬市馬場野字福迫二九〇番地	
同 佐藤 満			同 市日下石字一北田四七六番地	
同 半谷 武			同 市新沼字観音前一九番地	
同 唯野 哲夫			同 市磯部字大浜二〇八番地	
同 佐藤 幸一			同 市成田字大作一六番地	
同 佐藤 保彦			同 市坪田字八幡前一四八番地	
同 天沼 一郎			同 市日下石字高根沢七〇六番地	
同 坂本 正美			同 市岩子字坂脇七三番地	
同 林 成徳			相馬郡新地町大字真弓字水神六五番地	
同 荒木 雅男			相馬市新田字南城一二五番地	
同 早水 敏則			同 市塚部字山崎一六番地	
同 佐藤 利雄			同 市磯部字大浜六番地	

(農村計画課)

公告第三百九十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量を実施する。

平成二十年七月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 南会津郡南会津町木伏地内
- 二 測量期間 平成二十年七月二十二日から平成二十一年三月十九日まで

三 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）  
（農業基盤整備課）

## 福島県教育委員会

### 公告第三号

福島県文化財センター白河館条例（平成十三年福島県条例第四十三号）第四条の規定により福島県文化財センター白河館の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十年七月二十二日

福島県教育委員会

#### 一 公の施設の概要

- 1 名称 福島県文化財センター白河館
- 2 所在地 福島県白河市白坂一里段八十六番地
- 3 規模

(一) 敷地面積 五万七千七百九十四平方メートル

(二) 建物延べ床面積

本館棟 二千三百三十七・七三平方メートル

収蔵庫棟 三千五十二・八六平方メートル

体験学習館 八十九・四三平方メートル

(三) その他の施設

体験広場、野外展示（縄文時代の家、前方後円墳、奈良時代の家、奈良時代の米倉、平安時代の製鉄炉及び室町時代の館）、駐車場及び調整池

#### 二 指定管理者が行う業務

- 1 考古資料の保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示に関する事。
  - 2 文化財に関する講演会、講習会等の開催に関する事。
  - 3 文化財等を活用した体験学習の実施に関する事。
  - 4 文化財に関する情報の収集及び提供に関する事。
  - 5 文化財に関する調査、研究を担当する市町村等の職員の研修に関する事。
  - 6 考古資料の保管及び文化財の活用に関する専門的又は技術的な調査研究に関する事。
  - 7 1から6までに掲げるもののほか、福島県文化財センター白河館の設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。
  - 8 福島県文化財センター白河館の維持管理に関する事。
  - 9 その他福島県教育委員会が別に定める業務に関する事。
- 三 指定管理者の指定予定期間  
平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（五年間）

#### 四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。

#### 五 申請の資格

次のすべての要件を満たすものとする。

- 1 福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、募集要項に示す条件に該当するものであること。
- 2 六の2の説明会に参加した法人等であること。

#### 六 申請の手続

- 1 募集要項の配布  
次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間 平成二十年七月二十二日（火）から同年八月六日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県教育庁文化財課のウェブページ (<http://www.bunkazai.fks.ed.jp/>) からダウンロードし、入手することができる。

#### 2 説明会

(一) 開催日時及び場所 平成二十年八月七日（木）午後一時三十分から福島県文化財センター白河館会議室で行う。

(二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年八月六日（水）午後五時までに、募集要項に定める様式により、九に掲げる問い合わせ先に、郵送、ファクシミリ又は電子メールで申し込むこと。

#### 3 質問書

福島県文化財センター白河館の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、説明会に参加した法人等に限り、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年八月八日（金）から同月十九日（火）までの午前八時三十分から午後五時まで

(二) 提出方法 任意の様式により郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等にファクシミリ又は電子メールで回答する。

#### 4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）

(三) 提出期間 平成二十年八月二十五日（月）から同年九月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送すること（郵送による場

合は、書留郵便とし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。)

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県教育庁文化財課(福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎九階 電話〇二四一五二一一七七七八七 ファクシミリ〇二四一五二一一七七九七四 メールアドレス k.bunkazai@pref.fukushima.jp)

(文化財課)

福島県教育委員会教育長

公告第四号

非常勤講師給与計算システム用情報機器の貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年七月二十二日

福島県教育委員会教育長 野 地 陽 一

一 入札に付する事項

1 借入物品の名称及び数量 非常勤講師給与計算システム用情報機器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)

2 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成二十年十月一日から平成二十五年九月三十日まで

4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

3 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

4 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

5 この物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十年七月三十一日(木)午後五時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号九六〇一八六八八 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県教育庁財務課

電話〇二四一五二一一七七五五四

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所と同じ。

2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十年八月七日(木)午後一時三十分 福島県自治会館七〇二会議室(福島県福島市中町八番二号)

3 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札に参加する者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要



4 その他 詳細は、入札説明書による。

(財務課)

#### 公告第五号

教育庁人事管理システムに係る情報機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年七月二十二日

福島県教育委員会教育長 野 地 陽 一

#### 一 入札に付する事項

- 1 借入物品の件名及び数量 教育庁人事管理システムに係る情報機器 一式(搬入、据付け、組立、調整、機器保守等を含む。)
  - 2 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 借入期間 平成二十年十月一日から平成二十五年九月三十日まで
  - 4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- 3 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- 4 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- 5 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

#### 三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十年七月三十一日(木)午後五時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号九六〇―八六八八 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県教育庁学校経営支援課

電話〇二四―五二一―七七七二

#### 四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十年八月七日(木)午後二時三十分 福島

県自治会館七〇二会議室(福島県福島市中町八番二号)

3 その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 六 入札に参加する者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 八 その他

- 1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(学校経営支援課)

### 福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四條第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第三十三條第一項の規定により、福島海区漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

平成二十年七月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

選挙期日 平成二十年七月三十一日

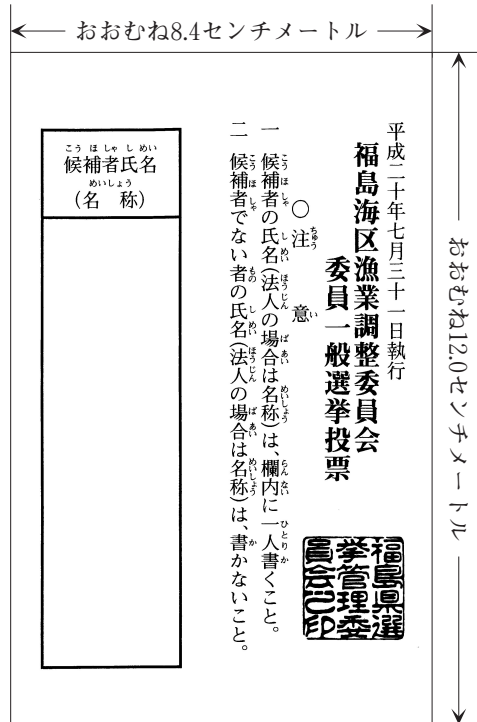
選挙すべき委員の数 九人

福島県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十年七月三十一日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。  
平成二十年七月二十二日

投票用紙様式

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男



備考 用紙は白色とし、文字及び福島県選挙管理委員会の印は黒色とする。

福島県選挙管理委員会告示第四十八号

平成二十年七月三十一日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。  
平成二十年七月二十二日

一 選挙長

南相馬市鹿島区鳥崎字牛島三百七番地 佐藤 仁

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

二 選挙長の職務を代理すべき者

南相馬市鹿島区鳥崎字鳥居百十五番地 平 仁

福島県選挙管理委員会告示第四十九号

平成二十年七月三十一日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。  
平成二十年七月二十二日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

選挙長の事務を取り扱う場所 南相馬市原町区錦町一丁目三十番地  
福島県相双地方振興局企画商工部  
ただし、立候補届出を受理する場所は、南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県南相馬合同庁舎南庁舎四〇一会議室とする。

福島県選挙管理委員会告示第五十号

平成二十年七月三十一日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。  
平成二十年七月二十二日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

一 日時 平成二十年八月一日午後二時三十分  
二 場所 南相馬市原町区錦町一丁目三十番地  
福島県南相馬合同庁舎南庁舎三〇一会議室